

政令第三百五十三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三十四項を第三十五項とし、第二十九項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十八項の次に次の一項を加える。

（岩手県警察等に関する特例）

29 次の表の上欄に掲げる県の県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

）による被害を受けたことに伴い当該県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二当該県の項の規定にかかわらず、同項に定める人員に、当該県ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる人員を加えた人員とする。

岩手県		宮城県		福島県	
平成二十五年三月三十一日までの間	百三十人	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	七十人	平成二十五年三月三十一日までの間	二百七十五人
		平成二十五年三月三十一日までの間	二百七十人	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	百七十五人
				平成二十五年三月三十一日までの間	三百五十人
				平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	二百九十五人

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災による被害を受けたことに伴い、岩手県、宮城県及び福島県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定める必要があるからである。